

2016年11月25日

独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構
理事長 浦野 道郎 様

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰 徳
【連絡先（事務局）】担当：袋井
〒540-6591大阪市中央区石町一丁目1-1
天満橋千代田ビル2号館
TEL.06-6945-0729
FAX.06-6945-0730
E-mail : info@kc-s.or.jp
HP: [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

再要請書

簡易生命保険の約款をめぐる問題について、当団体の2016年8月23日付け要請書に対し、2016年9月29日付けにてご回答（以下貴機構回答書といいます）をいただきました。ご回答をいただきありがとうございました。

当団体において貴機構回答書及びご送付いただいた資料を検討した結果、下記のとおり、再度要請いたします。

なお、前回同様、本「要請」は、消費者契約法第12条に基づくものではなく、消費者団体としての任意の要請です。

本要請に対する貴機構のご回答を、2016年12月26日までに書面にて当団体事務局まで送付いただきますよう、お願いいたします。貴機構の誠実、真摯な対応を期待します。

なお、既にご連絡いたしておりますとおり、本「要請」は公開の方式で行わせていただきます。したがって、本「要請」の内容、及びそれに対する貴機構のご回答の有無とその内容等を、当団体ホームページ等で公表いたしますので、その旨ご承知おきください。

記

【再 要 請 書】

1. 要請の趣旨

貴機構回答書に添付された以下の各書面について、以下のとおり変更を求めます。

(1)「大切なご契約の確認をお願いします(添付2)」という書面の2頁6の欄に「ご指定がない場合及び指定された方がすでに死亡されている場合で、遺族に該当する方がおられない場合、相続人であるひ孫、甥、姪がおられても保険金を受け取ることができません。」と明記することを求めます。

(2)「大切なご契約の確認をお願いします(添付2)」という書面の7頁③の欄に「ご指定がない場合及び指定された方がすでに死亡されている場合で、遺族に該当する方がおられない場合、相続人であるひ孫、甥、姪がおられても保険金を受け取ることができません。」と明記することを求めます。

(3)「相続に関する基礎知識(添付4)」という書面の3頁に「遺族には孫の子、兄弟姉妹の子は含まれず、遺族に該当する方がおられない場合、孫の子、兄弟姉妹の子がおられても保険金受取人に指定されていないと、保険金を受け取ることができません。」と明記することを求めます。

(4)「相続に関する基礎知識(添付4)」という書面の4頁に「旧簡易生命保険では、遺族に該当する方がおられない場合、相続人であるひ孫、甥、姪がおられても保険金受取人に指定されていないと、保険金を受け取ることができません。」と明記することを求めます。

(5)「保険用語解説と用語の読替え(添付5)」という書面の簡易生命保険契約の遺族の欄の最下段に「遺族には孫の子、兄弟姉妹の子は含まれず、遺族に該当する方がおられない場合、孫の子、兄弟姉妹の子がおられても保険金受取人に指定されていないと、保険金を受け取ることができません。」と明記することを求めます。

また、簡易生命保険とかんぽ生命保険の違いを分かりやすく説明し、契約者の契約がどちらにあたるのかの確認をうながす文章をつけ加えてください。

(6)「ご契約のしおり(添付6)」という書面35頁の13行目以下に「なお、次の表に掲げる方がどなたもおられない場合には、あらかじめ、保険金受取人を指定していただくことをお勧めします。」と記載されておりますが、これを「なお、次の表に掲げる方がどなたもおられない場合には、保険金相当額は他の契約者の配当原資になりますので、あらかじめ、保険金受取人を指定してください。なお指定された保険金受取人がすでに死亡されている場合、指定がないこととなりますのでご注意ください。」という記載に変更することを求めます。

(7)今回ご送付いただいた資料の他に大きな文字で「遺族には孫の子、兄弟姉妹の子は含まれず、簡易生命保険については、遺族に該当する方がおられない場合、孫の子、兄弟姉妹の子がおられても保険金受取人に指定されていないと、保険金を受け取れず、保険金相当額は他の契約者の配当原資になります。また、指定された保険金受取人がすでに死亡されている場合、指定がないこととなりますのでご注意ください。」と記載した1枚ものの注意喚起チラシを作成し、契約者に対して送付することを求めます。

2. 要請の理由

貴機構から送付いただいた資料を検討した結果、前回の要請の際に指摘させていただいた以下の3点について、契約者に対する契約内容の十分な周知が、やはり不足しているものと考えられます。

特に下記①については、契約者に分かりやすい形ではどこにも記載されておりませんが、誰も保険金を受け取ることができない状況は、契約者にとって最も意図しない結果です。

この点を明示しない案内は、不利益情報の開示に欠けるところがあると言わざるを得ません。

又、誰も保険金を受け取ることができない可能性を認識することこそが、契約者にとって、保険金受取人の指定を確認する最大の動機となります。

保険金受取人指定の確認を進め、被保険者死亡の際のトラブル発生を防止するためにも、この点を明記した案内をすべきだと考えます。

- ① 簡易保険法55条第2項の「遺族」に該当する者が不存在の場合、他に相続人が存在しても保険金を受け取ることができず、その保険金は他の加入者の配当原資に回されることについて、分かりやすく説明されていない。
- ② 死亡保険金受取人が指定されていても、被保険者よりも先に死亡した場合、指定されていた死亡保険金受取人の相続人や、被保険者の相続人が受取人になるのではなく、死亡保険金受取人は無指定の状態になり、「遺族」に該当する者が死亡保険金受取人になることについて、分かりやすく説明されていない。
- ③ 「遺族」に該当する者の範囲と相続人に該当する者の範囲の違いが分かりやすく説明されていない。

以上